

介護老人保健施設 グレイスガーデン通所リハビリテーション重要事項説明書

1、施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人財団弘慈会
- (2) 所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下27 (電話番号 0228-32-4790)
- (3) 代表者 理事長 石橋 侑子
- (4) 設立年月日 昭和62年8月1日

2、事業の概要

- (1) 事業所の種類 介護老人保健施設 通所リハビリテーション
平成12年4月1日指定 宮城県0451380026号
- (2) 事業所の名称 介護老人保健施設 グレイスガーデン
- (3) 事業所の所在地 宮城県栗原市若柳字福岡谷地畑浦35(電話番号 0228-32-7730)
- (4) 事業所管理者 管理者 小林 恒三郎
- (5) 運営方針
 - 1) 利用者が介護を要する場合であっても、可能な限り在宅においてその有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活支援及びリハビリテーション等により心身の機能回復や維持を図ります。
 - 2) 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
 - 3) 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 開設年月日 平成11年12月1日
- (7) 利用定員 20名

3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
通常実施地域は、栗原市若柳地区とする。但し、通常実施地域を越える場合の利用は、ケアマネージャー、ご利用者との協議の上、サービス提供を行う。
- (2) 営業日及び営業時間
 - ① 営業日 月曜日から金曜日まで ただし年末年始を除く
 - ② サービス提供時間(基本時間帯) 9:30～16:00

4、職員の配置状況

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従事者

| 職種 | 人員 | 業務内容 |
|-------------------------|---------------|---|
| 医師 | 1人以上 | リハビリテーション会議を行う。 |
| 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 1人以上(常勤・兼務含む) | 利用者のリハビリテーション及び利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。 |
| 介護職員 | 3名以上(非常勤含む) | 利用者の日常生活全般にわたる介護業務及び利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。 |

設備 基準専用施設

専用の部屋を確保(利用定員×3 m²以上の面積)

介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに併用されているものに限る。)の面積を加えるものとする。

5、サービス内容と利用料金

(1) 主なサービスの内容

- ①リハビリテーション プログラムに基づいた身体機能の維持向上機能低下防止等の訓練指導の実施
- ②健康管理 健康チェック等による状態把握及び健康管理の実施
- ③入浴 一般浴、特別浴、寝たきり老人等に対する介助浴の実施
- ④給食 利用者への食事提供と栄養指導の実施
- ⑤送迎 利用者送迎サービス実施
- ⑥レクリエーション 季節に合った行事、趣味活動等を実施

(2) 利用料 *介護度及び、介護保険負担割合によって料金は異なります
通所リハビリテーション(1日あたり) 6時間以上 7時間未満のご利用の場合

| 要介護度 | 基本単位 | 入浴加算 | サービス体制強化加算 | リハビリテーション提供体制加算 | 科学的介護推進体制加算 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------|------|------|------------|-----------------|-------------|------|------|------|
| 要介護1 | 715 | 40 | (1)22 | 24 | 40 | 841 | 1682 | 2523 |
| 要介護2 | 850 | | | | | 976 | 1952 | 2928 |
| 要介護3 | 981 | | 1107 | | | 2214 | 3321 | |
| 要介護4 | 1137 | | 1263 | | | 2526 | 3789 | |
| 要介護5 | 1290 | | 1416 | | | 2832 | 4248 | |

介護予防通所リハビリテーション(1か月あたり)

| 要介護度 | 介護報酬単位 | サービス体制強化加算 | 科学的介護推進体制加算 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------|-----------------------|---------------|-------------|------|------|-------|
| 要支援1 | 2268 12月以降 2148 | (1)88 (2)72 | 40 | 2396 | 4792 | 7188 |
| 要支援2 | 4228 12月以降 3988 | (1)176 (2)144 | | 4444 | 8888 | 13332 |

| 送迎減算 | 中山間地域加算 | 介護職員等処遇改善加算 |
|------------|--|-------------|
| 行わない場合 | 要支援 1～2・要介護 1～5 所定単位数 | |
| ※片道 -47 | ×5% | ×8.6% |
| | * 中山間地域加算の算定地域は栗原市内及び一関地域が対象となります。 (若柳及び登米市は除く) | |

* 通常の実施地域を越える利用にあたっては、基本単位に対し5%の加算がされます。

* 基本単位及び入浴加算以外は算定要件を満たした場合に算定します。

(3) 延長時間

延長時間のサービスは、行っていませんが、急を要する場合、やむを得ない場合などは当施設にご相談下さい。

(4) 支払い方法

原則として、月毎に請求書を発行させていただきます。請求内容をご確認の上、自己負担金を月毎に納入していただきます。

請求日より3か月間滞納された場合につきましては、以後の利用はできなくなります。

(5) 利用の中止・変更・追加等について

- ・利用者の都合により利用の中止・変更・追加の場合は必ず、早めにご連絡をお願いします。
- ・中止の場合、前日までにご連絡をいただければ、取り消し料はいただきません。
- ※ 事前の連絡がなく、当日になって欠席された場合は取り消し料といたしまして、食事に関わる費用(個人負担分 700 円)をご負担いただきます。

6、介護保険の給付対象とならないサービス(利用料金の全額がご本人の負担となります。)

- (1) 食費 1回あたり 700 円(昼食やおやつ、飲み物等)
- (2) 日用品費 20 円 おしぼり等(利用希望がある場合)
なお、使用しない物品につきましては控除いたします。
- (3) クラブ活動及び趣味活動における原材料費
個人的な手工芸品等に関しては自己負担となります。

7、苦情の受付

事業所でのご利用に関わる苦情や相談については、下記の通りとなっています。

- ① 苦情受付窓口(担当者) 菊地 正記
苦情相談対応時間 8:30～17:30(月曜日～金曜日)
電話による対応 0228-32-7730
FAX・書面による対応 0228-32-7737(24時間)

- ② 栗原市役所 介護福祉課 介護保険係
所在地 栗原市築館薬師 1 丁目 7 番 1 号
電話番号 0228-22-1350

- ③ 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課
所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 自治会館6階
受付時間 9時00分～16時00分(土・日・祝日は除く)
電話番号 022-222-7700

8、緊急時及び事故発生における対応

- (1) 利用者の健康や症状に急激な変化があった場合には、管理医、家族、かかりつけ医と連絡をとり、その指示により、適切に対応いたします。
但し、緊急性のある場合に連絡がつかない場合、ご家族とのご相談、ご指示をいただかないうちに緊急措置、かかりつけ医・協力病院への緊急通院等の対応をさせていただきます。
- (2) 心身の状況により、通所リハビリテーションの継続が困難と判断された場合は、ご家族へのご連絡の上、ご利用中止となります。
- (3) 地震や火災などの非常災害時の場合は、当施設の消防計画に沿って対応いたします。
- (4) ご利用に対し、当施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、ご家族に連絡いたします。

9、個人情報の取り扱い及び情報開示について

事業者は、知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に無断で提供しないものとします。
ただし、利用者または家族の要望がある場合、適切な範囲で情報を開示するものとする。

10、非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に年間2回程度の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- (2) 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

11、身体拘束の禁止

利用者自身や他者の生命の維持に重大な危険がある等の緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身元引受人に様態及び時間、その際の利用者の健康状態、緊急やむを得なかった理由等を説明し、記録する。

12、虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

13、業務継続計画の策定(BCP)

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定する。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画の周知、研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14、サービスの利用に関する留意事項

- (1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 医療機関受診について

サービス提供中は、原則的に緊急時以外他の医療機関への受診は行えません。

(3) 私物の持ち込みについて

貴重品はできるだけ持ち込まれないようお願い致します。紛失等に関して当施設では一切責任は負いません。

また、許可のない飲食物についてもご遠慮下さい。

(4) 喫煙について

施設内での喫煙はできません。

15、その他の重要事項

- (1) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画、介護予防リハビリテーション計画の作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- (2) 申請時にご利用者本人の診断書をいただきますが身体機能の変化等、新たな診断書が必要と思われる場合には再度診断書の提出をお願いする場合があります。
- (3) 利用中の転倒などの事故には十分注意して対応いたします。しかし、利用者ご本人の体調や予測が非常に難しい状況の変化によって、転倒などの事故が起こる可能性があることを、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。
- (4) 今後、介護報酬の改正に伴い、料金体制に変更がある場合は別紙をもって変更とさせていただきます。

16、第三者評価の実施状況

| | |
|-------------|--------------------------|
| 第三者評価の実施の有無 | 有 |
| 実施した直近の年月日 | 令和3年12月23日 |
| 実施した評価機関の名称 | 一万人市民委員会宮城 |
| 評価結果の開示状況 | 宮城県・仙台市指定情報公表センター ホームページ |

附則

- 本説明書は、令和6年10月1日より施行する。
- 本説明書は、令和7年 2月1日より施行する。
- 本説明書は、令和7年 5月2日より施行する。
- 本説明書は、令和7年 7月1日より施行する。
- 本説明書は、令和7年 7月31日より施行する。
- 本説明書は、令和7年 12月1日より施行する。

通所リハビリテーションサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

〈事業者〉 医療法人財団弘慈会 介護老人保健施設 グレイスガーデン

説明者

私は、サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け同意しました。

〈利用者〉 氏名

〈身元引受人〉氏名
